

資格者証が交付できないので、お知らせします

当方整理番号（再申請時確認用）	整理番号
年度区分	
—	

- あなたの住所地（住民票の住所）は、関東地方整備局の管轄ではありません。
→ 裏面を参照して、住所地を管轄する地方整備局等に申請してください。
- 講習修了証明書の交付日から3ヶ月以上経過しています（裏面参照）。
→ 再申請できません。
- 申請書の様式が異なります。
 - 平成28年5月31日以前の（旧）資格からの移行登録なので、再交付申請書ではなく、交付申請書となります。
 - すでに資格者証が交付されています。亡失の場合には、再交付申請書としてください。
- 書類が不足、または不備があります。
 - 資格者証（再）交付申請書
 - 講習修了証明書等に対応した様式を使用して作成してください。
 - 記入漏れ、記入間違い（可読できない場合を含みます。）があるので、修正してください。
 - 現住所を、住民票と同じように記載してください。
 - 欠格事由欄を正しく記載してください。
 - 署名欄は自署してください（記名・押印は不可です。）。
 - 講習修了証明書等（写）
 - 原本ではなく、写し（コピー）を添付してください。
 - （旧）資格者証や登録証等ではなく、過去の講習修了証明書（写）を添付してください。
 - 住民票（住民票抄本）
 - ないか、コピーです。取得原本を添付してください。
 - 発行日が申請日3ヶ月以内ではないので、取得しなおしてください。
 - 個人番号（マイナンバー）が表示されないように取得してください。
 - 世帯全部のものではなく、ご本人のみの住民票を取得してください。
 - 本籍が表示されるように取得してください。
 - 戸籍の証明書
 - 講習修了証明書等と住民票の氏名が違うので、取得原本を添付してください。
 - コピーです。取得原本を添付してください。
 - 発行日が申請日3ヶ月以内ではないので、取得しなおしてください。
 - 氏名変更の事実が確認できません。事実が確認できる証明書を添付してください。
- お持ちの資格者証を添付してください（再交付で、氏名変更又は汚損の場合のみ）。
 - 上記の不足・不備を解消のうえ再提出するときは、この書面も同封してください（再提出であることがわからないと、書面間不整合で受付できないことがあります。）。
 なお、再提出時に、返信用封筒（角2サイズ、460円切手貼付）の同封を忘れないよう、お願いします。
- 欠格条項に該当しています。（詳細裏面参照）
→ 欠格条項に該当しないこととなるまで、再申請できません（なお、講習修了証明書の交付日から3ヶ月以上を経過すると、再申請はできません。）。
- その他（ ）

修了証明書（平成15年度以前は認定書）を紛失した場合は、登録講習機関に講習修了を証する書類の発行を依頼し、添付してください。添付がなければ資格者証は発行できません。

各地方整備局等の管轄都道府県

住民票の住所地の都道府県から、下表にて管轄の地方整備局等をご確認いただき、申請してください。
お問い合わせ先は、各地方整備局等のホームページにてご確認ください。

地方整備局等	管轄区域
北海道開発局	北海道
東北地方整備局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方整備局	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
北陸地方整備局	新潟県 富山県 石川県
中部地方整備局	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿地方整備局	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国地方整備局	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国地方整備局	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方整備局	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局	沖縄県

申請可能期間：建築基準法施行規則第6条の17（抄）

第6条の17 法第12条の2第1項の規定によって特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第37号の6様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2（略）

3 第1項の特定建築物調査員資格者証の交付の申請は、修了証明書の交付を受けた日または法第12条の2第1項第2号の規定による認定を受けた日から3月以内に行わなければならない。

※ 上記の「特定建築物調査員資格者証」等の語句は、それぞれの資格者証の規定で準用（読み替え）されますので、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証、昇降機等検査員資格者証でも同じです。

※ この規定を受けて、関東地方整備局では、「講習修了証明書の交付日から3か月後の前日までの消印を有効」として受け付けています。「申請は、～3月以内に行わなければならない」とあるので、法令遵守の観点から、これを経過しての申請は受け付けないこととしております。

※ 平成28年5月31日以前の講習修了証明書（平成15年度以前は認定書）や、建築基準適合判定資格者登録証を、講習修了証明書等として添付するときは、この規定は適用されません。

欠格条項：建築基準法第12条の2（抄）

第12条の2（略）

2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物調査員資格者証の交付を行わないことができる。

① 未成年者（※申請日時点で20歳の誕生日を迎えていない方）

② 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

③ 次項（第2号を除く。）の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者

④ 心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

3～4（略）

建築基準法施行規則

第6条の16の2 法第12条の2第2項第四号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により調査等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

※ 上記の「建築物調査員資格者証」は、準用（読み替え）規定、建築基準法施行規則の規定がありますので、特定建築物調査員資格者証、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証、昇降機等検査員資格者証の全てを意味します。

※ 「その日から起算してx年を経過」するのはx年後の同じ日です。「その日」が4月1日なら、「その日から起算して1年を経過」するのは、1年後の4月1日です。